

治療を要する者を除く。以下この条において同じ。) に対し提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用の申込みに際しては、当該利用の申込みをした者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

**第九十八條之三** 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、指定共同生活援助事業者は、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

**第九十八條之四** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けすることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当

該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 5 指定共同生活援助事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

**第九十八條の五** 指定共同生活援助事業者は、第二百一条において準用する第六十一条第一項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対し指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

**第九十八條の六** サービス管理責任者は、第二百一条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- 二 利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。

- 三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

- 四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第九十九條の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第二項中「家事等」を「介護又は家事等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第百九十九条の次に次の二条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第百九十九条之二** 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第百九十九条之三** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第百九十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮又は命令を確実にすることができる場合は、この限りでない。

第百九十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第百九十九条の次に次の二条を加える。

(支援体制の確保)

**第百九十九条之二** 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第二百条の三** 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居若しくはユニットの入居定員又は居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

**第二百条の四** 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百一条中「、第二百二十九条から第二百三十四条まで、第二百三十六条、第二百三十七条及び第二百三十九条から第二百四十一条まで」を「及び第二百五十八条の二」に、「第二百一条において準用する第二百三十七条」を「第二百九十九条の三」に、「第二百一条において準用する第二百三十一条第二項」を「第二百九十八条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第二百三十一条第二項」を「第二百九十八条の四第二項」に、「第二百一条において準用する第二百四十一条第一項」を「第二百条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第二百四十一条第二項」を「同条第二項」に、「第二百三十三条第一項及び第二百三十四条第一項中「第二百四十二条」とあるのは「第二百一条」を「第二百五十八条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」に改める。

第十三章に次の一節を加える。

**第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準**

**第一款 この節の趣旨及び基本方針**

(この節の趣旨)

**第二百一条の二** 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において準用する第六十一条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

**第二百一条の三** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同

生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二款 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第二百一条の四** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が三十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第二百一条の五** 第九十七条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第三款 設備に関する基準

**第二百一条の六** 第九十八条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第二百一条の七** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、第二百一条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者

及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の当該支給決定障害者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

**第二百一条の八** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を書面により報告させなければならない。

（運営規程）

**第二百一条の九** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

**第二百一条の十** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに書面により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法により、その提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に業務について必要な管理及び指揮又は命令をするものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。  
(勤務体制の確保等)

**第二百一条の十一** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者により外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(準用)

**第二百一条の十二** 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十五条の二、第九十八條の二から第九十八條の六まで、第九十九条、第九十九条の二及び第二百一条の二から第二百一条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八條の四第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八條の四第二項」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、

第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び第二百一条の十二において準用する第二百条の四第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十八条の二第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第百九十九条第三項中「当該指定共同生活援助事業者の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十五章を次のように改める。

### 第十五章 削除

#### 第二百四条及び第二百五条 削除

附則第二条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）」に、「第二百二十八条第一項（第百九十八条）を「第百九十八条第一項（第二百一条の六）に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に改める。

附則第三条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第二百二十八条第六項及び第七項（これらの規定を第百九十八条）を「第百九十八条第七項及び第八項（これらの規定を第二百一条の六）」に改める。

附則第四条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項及び第二項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第百三十五条第三項」を「第百九十九条第三項」に改め、同条第三項中「第百二十六条第一項第二号ロ」を「第百九十六条第一項第二号ロ」に改める。

附則第五条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第二百二十八条（第百九十八条）を「第百九十八条（第二百一条の六）に、「第二百二十八条第六項」を「第百九十八条第七項」に、「同条第七項第二号」を「同条第八項第二号」に改める。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第二条** 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ロ(1)（中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）



**第三条** 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項第三号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第八十九条第三項中「第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに」を「第五十二条第一項第二号ニ及び」に改める。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第四条** 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号ロ(1)(一)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス等基準条例第二百四条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型共同生活介護事業所及び一体型共同生活援助事業所については、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第百九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス等基準条例第百九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所についての新指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の四の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

5 附則第三項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものに

ついでの新指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の十第四項の規定の適用については、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

(障害福祉課)

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十四号**

**栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万分の九」を「十万分の四十四」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(国保医療課)

栃木県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十五号**

**栃木県流域下水道条例の一部を改正する条例**

栃木県流域下水道条例（昭和五十六年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表鬼怒川上流流域下水道の項中「及び塩谷郡塩谷町」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備課)

学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十六号**

**学校職員定数条例の一部を改正する条例**

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五、一五〇人」を「五、一六三人」に、「二一、七七八人」を「二一、七四六人」に、「一六、九二八人」を「一六、九〇九人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十七号**

**栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例**

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

**第一条** 栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給(教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの並びに事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるものにあつては、三号給)」とあるのは、「二号給)」を「の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第十四条中「地方公務員法」を「法」に改める。

別表第三一へき地学校等の部一級の項中

「那須野上美郷立小学校  
那須野上立大沢小学校」を「那須野上美郷立小学校」に改める。

(栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「には」の下に「平成二十八年三月三十一日までの間」を、「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額)」を「額。以下この項において「差額相当額」という。)から差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十八号**

**栃木県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例**

栃木県留置施設視察委員会条例（平成十九年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改め、「いう。）」の下に「の委員の定数及び任期その他視察委員会」を加える。

第二条第二項中「補欠」を「委員の任期は、一年とする。ただし、補欠」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(警察本部留置管理課)

栃木県職員互助団体に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第二十九号**

**栃木県職員互助団体に関する条例を廃止する条例**

栃木県職員互助団体に関する条例（昭和六十年栃木県条例第二号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(職員総務課)

栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第三十号**

**栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例を廃止する条例**

栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例（平成二十二年栃木県条例第二十四号）は、廃止する。

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前日から引き続き高等学校等（公立高等学

校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る施行日以後の県立の高等学校に係る授業料又は受講料については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局学校教育課）

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県条例第三十一号**

**栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第2条関係）**

平成26年9月22日  
平成26年9月25日  
平成26年9月29日  
平成26年9月30日  
平成26年10月14日  
平成26年11月27日  
平成26年12月1日  
平成26年12月3日  
平成26年12月4日  
平成26年12月18日  
平成27年2月18日  
平成27年2月20日  
平成27年2月24日  
平成27年2月25日  
平成27年3月12日

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（議会事務局）